

松江市ふるさと奨学金の概要

| | | |
|-------------|--|------------|
| 受給資格 | 次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大）、専修学校（高等課程・専門課程）に進学予定又は既に在学する人 2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人 3. 市外の学校に進学予定（在学中）の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 市内の学校に進学予定（在学中）の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により学費の支払いが困難な人 5. 出身学校長又は在学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあつては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあつては、人物及び学業成績が良好な人 | |
| 貸与額 | 高等学校 | 月額23,000円 |
| | 高等専門学校 | 月額24,000円 |
| | 大学（自宅通学） | 月額43,000円 |
| | 大学（自宅外通学） | 月額47,000円 |
| | 専修学校 | 月額47,000円 |
| 利子 | 無利子 | |
| 貸与期間 | 令和2年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで | |
| 貸与方法 | 年2回に分けて貸与 | |
| 返還期間 | 貸与が終了した月の翌月から数えて13ヶ月を経過した月から、次に定める期間 | |
| | 高等学校・高等専門学校 | 貸与期間の2倍の期間 |
| | 大学・専修学校 | 貸与期間の3倍の期間 |
| 返還方法 | 年賦・半年賦・月賦均等から選択（本人の都合により繰上返還できます。） | |
| 返還免除 | 奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。 ただし、以下の1、2のいずれかを満たす人は返還免除の対象になりません。 1. 奨学生として決定を受けた学校に進学する前に、 ①5年以上学校に通っておらず、かつ②5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 | |
| 併願併給 | 「松江市ふるさと奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。 ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。 | |
| 休止廃止 | 奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。 また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸付を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき | |